

# カバーラップ導入に対して補助金を利用した実績

## 国の補助金にカバーラップが採択されました

環境省が実施する、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（設備の高効率化改修支援モデル事業）の公募が平成 27 年度に 3 回実施されました。1 次・2 次公募の結果を見る限り、**申請すれば**



**よほどの事が無い限り採択されたようです。**3 次公募の結果はまだ出ていませんが同様の結果だと推察されます。

|       | 採択件数 | 断熱ジャケット |
|-------|------|---------|
| 1 次公募 | 42   | 12      |
| 2 次公募 | 24   | 5       |

## カバーラップが対象となります

**断熱ジャケットが補助金の対象になると**明文化されています。エネルギー効率を初期の状態以上に改善するような部品・部材を追加する事業として申請可能です。熱供給機器や配管に施工すれば補助対象となります。

## 補助金のターゲット

製造業、熱供給業、自動車整備工場、機械等修理工場などは対象外。  
実績として、**病院、介護施設、クリーニング業、ビル、ホテル**などが採択されています。  
他の補助金では対象になりにくい、**社会福祉法人や医療法人も対象**です。

| ターゲットの例 |         |                            |
|---------|---------|----------------------------|
|         | 病院・介護施設 | ボイラー / 熱交換器 / 蒸気配管 / 冷温水配管 |
|         | クリーニング業 | ボイラー / 蒸気配管 / 連続式洗濯機       |
|         | ビル・ホテル  | ボイラー / 熱交換器 / 蒸気配管 / 冷温水配管 |

## 補助対象経費

部品代だけでなく工事費も対象経費です。**補助金額の下限・上限はありません。**  
資本金 1000 万円以上の民間企業や上記法人であれば、補助率は 2 分の 1 です。

## エネルギー削減見込み量・二酸化炭素削減見込み量の計算

カタログ値で構わないので、**削減見込み量を計算して申請する必要があります。**その場合、メーカーや専門家による試算が必要になります。御要望があれば**弊社技術から省エネ計算値はお出しします**のでお気軽にお申し付け下さい。なお、改修後の効果測定は必要ありません。

## 補助金の申請方法

窓口は、**一般社団法人温室効果ガス審査協会**で、公募要領については HP からダウンロード可能。  
(<http://www.gaj.or.jp/eie/2015/rule/index.html>)

# 設備の高効率化改修支援モデル事業

## 目的・意義

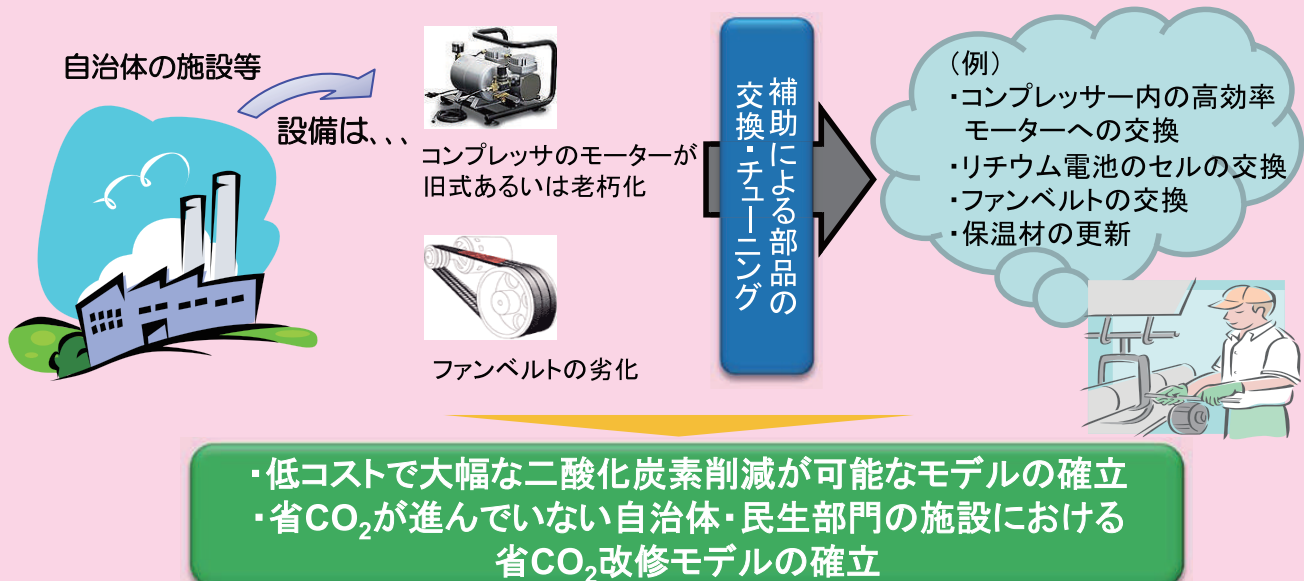
自治体の所有する各種施設や民生部門では、原油や電気料金等の高騰と景気回復により、稼働率の向上や効率の低い設備使用によるエネルギーコストの増大が経費をさらに圧迫し、かつ二酸化炭素排出量も増加するという悪循環に陥っています。

しかし、財政状況の厳しい中、中小規模の自治体等の資金力では機器全体の更新は困難なのが実情です。

本事業ではこの課題を解決するため、機器全体ではなく、二酸化炭素排出量削減に寄与する部品や部材のみの交換やチューニングにより、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減できる、自治体の各種施設等において低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルを確立することを目指します。

## 事業内容

自治体・民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・チューニングにより大幅なエネルギー効率の改善と二酸化炭素の削減に直結するものに対して、部品交換・チューニング等に必要な経費の一部を補助します。



## 補助内容

### 〔間接補助事業〕

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）
  1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者等
  2. 対象事業：エネルギー効率の向上に寄与する部品・部材の交換等の改修を行う事業
  3. 補助割合：民間事業者
    - 資本金 1,000 万円未満：2/3 を上限に補助
    - 資本金 1,000 万円以上：1/2 を上限に補助地方公共団体
    - 政令市未満：2/3 を上限に補助
    - 都道府県、政令市及び特別区：1/2 を上限に補助上記以外：1/2 を上限に補助

(出典：一般社団法人 温室効果ガス審査協会 <http://www.gaj.or.jp/>)

※この資料は 2015 年度の補助金に関するものであり 2016 年度の補助金に関するものではありません。